

## 「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」

### 第2回議事概要

日 時：平成27年5月28日（木）10:00～12:00

場 所：総務省 11階会議室

出席者：辻座長、斎藤座長代理、奥谷委員、木村委員、西村委員、星野委員、山崎委員、山下委員

幹 事：佐々木自治行政局長、上仮屋外国人住民基本台帳室長、小宮市町村課長、加松公務員部公務員課長、大村自治財政局公営企業課長、大沢自治財政局準公営企業室長、原自治財政局財務調査課長

事務局：福田行政経営支援室長、小牧行政経営支援室課長補佐、西畠行政経営支援室課長補佐、仁井谷財務調査課課長補佐

#### 【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 公立大学法人における評価の概要と運用状況について
- (3) 国の独立行政法人制度改革を踏まえた改正について
- (4) 閉会

#### 【資料説明】

- 事務局より、配布資料に基づき説明。

#### 【意見交換（概要）】

- 地方独立行政法人の役員について国独法と同じような再就職規制を設けると、人材確保が困難となる。もう少し緩やかにすべきではないか。
  - そもそも国家公務員に対する再就職等規制に比べ地方公務員に対する再就職等規制は限定的なものとなっている。国家公務員と国の独法職員の関係と同様に、地方公務員と地独法職員の関係を考え、一般地独法の役職員については、地方公務員にかかる再就職等規制よりも一段狭めた形での規制としてはどうかと考えている。
- 複数団体が共同で法人を設立する場合、事務局の評価制度の見直し案において、設立団体の長が担うべき権限をどのように置き換えるかという点について懸念している。
  - 現行制度上、複数団体による地独法の共同設立は可能であるため、共同設立の法人において設立団体の長の権限等がどう規定されているか整理し、実際に共同設立している法人における評価委員会の運用実態も検証したうえで、対応を検討したい。

- 公立大学法人については、現行制度が比較的維持されているため、大学の自治に配慮されたものとする。
- 監事が具体的にどういう視点で監査を行うべきかについては、実態上も曖昧なので、監事の権限の明確化はぜひ進めるべきとする。
- 病院は専門家の集団であり、専門家で構成する評価委員会による評価であれば耳を傾けるが、それがなくなるとガバナンスの面で機能するのか心配である。設立団体が多面的に病院を評価できるのか。専門家の意見を聞くなど、現行と同様の仕組みになってしまうのではないかと懸念。
  - 改正案は、各事業年度及び中期目標期間の終了時に毎回評価が行われる仕組みの簡素化を図る目的もある。評価委員会は、毎事業年度ごとの評価には関わらないことになるが、中期目標期間終了時には、設立団体の長の評価について意見を述べることになる。専門性、客観性の担保について一定のバランスはとっていると考えるが、それでは弱いという指摘もあろうかと思う。設立団体の長がPDCAサイクルに責任を持つという国独法の改正の趣旨とのバランスをどう捉えるかという問題ではないかと懸念。
- 評価委員会の意見を聴いたうえで設立団体の長としても様々な判断をして、法人に様々な提案や意見を言えるのであれば、設立団体の長と法人の間には(国における主務大臣の関与がないような)実質的な問題はないのではないかと懸念。
- 公立病院においては、公立病院改革プランを作成することになっているが、地独法病院においては中期計画と同一で構わないとされている。このプランは有識者による評価を受けることとなっており、今の評価委員会の仕組みがこれに適しているため、それがなくなるとまた別の方法を考えなくてはならない。
- 現行制度上、公営企業型地独法の中期計画は料金を盛り込むため、その認可に際しては評価委員会の評価を経て、議会の議決を得ることとされている。今回の改正で、認可に議会の議決は必要だが評価委員会が関与しないこととすると、スピード感は増すが、制度の趣旨的に問題はないのか。
  - 公営企業型以外の地独法が料金を徴収する場合も、議会の議決は必要だが、中期計画に盛り込む必要はなく、評価委員会の意見も不要となっている。つまり、議決が必要な事項だから評価委員会の意見を聞く必要があるという規定ではないため、公営企業型法人の中期計画についても、それ以外の法人に合わせていいのではないかと懸念。

- 財務諸表の承認等、評価委員会の関与が必要な事項を見直すことについては、手続きが簡素化できるため現場としては助かる。
- 監事、会計監査人の権限義務を明確化することは評価できる。しかし、監事を非常勤としている法人もあるため、権限が増えるのであれば、非常勤ではなく常勤をおいてはどうかという議論になり、コストも増える。
- 法人評価と監査に共通する評価制度の本質的な課題として、評価する必要のある対象は非常に多いが、実際には行政当局や監事が評価にかけられる資源は限られているということがある。
- 内部監査室のような内部監査機能を持つ法人もあり、監事・会計監査人・内部監査室を有機的に機能させることにより、限られた資源の中で効果的な評価が可能になるのではないか。
- 役員を公募で登用することは評価できるが、病院の場合、医師は特定の大学との結びつきが強く、実際に公募となった場合に問題が生じないか危惧している。
  - 公募はあくまで努力義務であり、その範囲内で対応していただきたいと考えている。
- 評価自体にではなく、評価の基準に対して評価委員会が関わる仕組みとすることにより、事務負担をそれほどかけずに専門性、客観性を担保することができるのではないか。
  - 評価基準に評価委員会が関わることについて、制度として義務づけるのではなく、運用のレベルで対応する方法もある。
- 公立大学法人においては、教育の評価と法人の評価があるが、評価の時期、評価の方法などの整合性を議論する必要があるのではないか。
- 大学の教育に関する評価と法人運営に対する評価は、役割が異なるため、それぞれ必要だと思うが、業務量が多く負担が増えているのは事実で、やり方をどう工夫するかが課題。
- 教育の評価と法人の評価は、国立大学より公立大学の方が差別化を図りやすいのではないか。一方で、教育の専門的な評価をよりしっかりと行うべきとの意見もあり、専門性と法人の評価を各知事部局でどのように評価するかという点が課題になると思われる。また、評価を増やす場合は予算等との関係性も考慮する必要がある。
- 独法通則法の改正で中期目標期間の業績評価を同期間の最終年に行うこととした点につき、国立大学法人においては、6年の中期目標期間の4年目終了時に評価を行うこととしている。公立大学法人においても同様に改正する必要があるのではないか。
  - 国立大学法人法の改正を踏まえて検討したい。

- PDCA サイクルがうまく動くための評価の仕組みは、全法人一律のタイプではイメージできない。地方独立行政法人をより柔軟に設立できるようにするのであれば、評価の仕組みに関しても様々なタイプがあってもいいのではないか。
- 公務員型も非公務員型も、評価に関しては同じパターンを想定しているようだが、非公務員型の地独法については、外部の意見をより多く取り入れる形にすべきではないか。
- 中期目標期間終了後の評価について、国においては、総務大臣の評価の指針案の段階で評価委員会の関与があるが、地方独法の事務局案においては、評価後に評価委員会が関与する形になっており、かなり異なるものと考えられる。地方の実態に合うかどうか、慎重に考える必要がある。
  - 今回の改正の趣旨は、評価の主体を評価委員会ではなく、設立団体の長にすること。ただ、設立団体において実際にどのような部署が担当するかは運用に任されており、大学や病院に関わる政策担当部署が評価委員会の意見を踏まえて評価案を作成し、長の決定を受ける方法もあれば、評価専門の部署を設けるやり方もある。
- 給与について、公務員の給与を参酌することとなっているが、考慮よりもさらに一段強まることとなる。地独法を利用したい理由として弾力的な運営を期待しているにも関わらず、実際にはむしろ統制が強まるのでは、矛盾しているのではないか。
  - 国の独法で、民間と比較して給与が高すぎるのではないかという批判を受けて考慮から少し強めたが、それでも基準の中でも一番弱い参酌基準としている。住民の理解を得る観点から、地独法では国と同趣旨の改正をしなくてもよいという説明がつかないため、国の考え方を踏襲する案としている。
- 地方においては、人材確保の面から再就職に当たっての規制を厳しくしすぎるのはいかがかと思うが、一方で規制が緩ければ住民の不信を招く。規制は国独法よりは限定的だが、実際の運用では厳しくやっていることを示さないと住民からの理解は得られないのではないか。
  - 再就職あつせん規制や在職中の求職の規制は、地方の実情にかんがみ、国独法のよりに一律の規制とはせず、各地独法の実情に応じて退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずることとしており、各地独法において住民への説明責任を適切に果たしていただくことを期待している。
- 国の独法における行政執行法人のような類型は設けず、特定地独法の制度を維持することで、地方のニーズを受け止めるための柔軟な対応ができるのでよいと思うが、国の

独法における考え方とのずれを、きちんと対外的に説明できるようにすることが必要。

- 評価委員会の関わり方については、自治体ごとに条例で定められる部分もあることから、評価委員会による専門的な重み付けをしたいのであれば、各自治体の判断に基づいて、条例で定めるという方法があると思う。
- 事務局案は、監事や会計監査人の権限を明確化する反面、損害賠償責任を国にならって負うこととしているが、自治体本体の監査委員や外部監査人がどのような責任を負うのか整理し、自治体と地独法で異なる整理とするのであれば、その理由付けをしっかりとする必要がある。
  - 自治体の監査委員は、損害賠償責任を負わないため、地独法と自治体で異なる規制が入ることになる。
  - ご指摘の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるガバナンスの見直し状況を踏まえて検討していきたい。

(以上)